



# NEWS LETTER



NO

41

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net> Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp) 2017年10月発行

## 花園クリニックに対して、治療費不返還条項の使用差止を求めて、広島地方裁判所福山支部に提訴しました。

2017年7月21日、適格消費者団体消費者ネットおかやまは、花園クリニック(広島県福山市)に対して、消費者契約法に違反すると考えられる同病院の治療費不返還条項の使用差止を求め、消費者契約法の消費者団体訴訟制度に基づく差止請求訴訟を広島地方裁判所福山支部に提起しました。2015年12月に適格消費者団体に認定された消費者ネットおかやまにとって、初めての提訴でした。

消費者ネットおかやまの検討委員会への情報提供として持ち込まれた、花園クリニックのがんの樹状細胞療法で、途中解約(中止)した場合の取り扱いが消費者契約法に抵触するものとなっていたため、2016年5月に樹状細胞療法にかかる契約書面等の開示のお願い、9月に治療費不返還条項の使用中止及び適正な内容への変更の申入れを行ったが、回答がないため、12月に再申入れを行いました。しかし、この間も一切回答をいただけないことから、消費者ネットおかやまでは、同病院に対し、裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達し、消費者契約法第41項に基づく「事前請求書」(訴訟を提起する事前告知)を2017年5月17日に送付し、同年7月21日に広島地方裁判所福山支部に治療費不返還条項の使用差止請求訴訟を提起するに至りました。

## 第1回口頭弁論期日において、請求認諾で訴訟は終結しました。

8月29日の第1回口頭弁論期日において、被告が消費者ネットおかやまの請求を全面的に認めて「認諾」したため、訴訟は修了し、治療費不返還条項の使用差止請求の目的は達成しました。 ※詳しくは次ページで



記者会見を、7月21日(金)10時から、オルガ5階で開催し、多くのマスコミが参加しました。会見者は左から 河端検討委員会委員長(弁護士)、大賀事務局長(司法書士)、河田理事長(弁護士)、大山副理事長(弁護士) マスコミは、NHK、OHK、RNC、KSBの各テレビ局と山陽、読売、毎日、共同通信の各新聞社が参加。

# 花園クリニックに対する治療費不返還条項使用差止訴訟

消費者ネットおかやま 理事・事務局長 司法書士 大賀宗夫

2017年7月21日、当団体にとって初の差止請求訴訟を提起した。相手方は、がんの免疫療法である樹状細胞療法を実施している花園クリニック（広島県福山市）であり、同クリニックが使用している治療費不返還条項について、その使用の差止を請求したものである。

詳細は当団体のウェブサイトですら訴状等をご確認いただきたいが、概要を述べると、樹状細胞療法の治療費の全額前払いを前提として、治療を開始する前や、途中で治療を中止する場合でも成分採血後はその治療費（150万円から180万円）が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨の被告使用の契約条項について使用差止請求の訴訟を提起したものである。



記者会見で説明する大賀事務局長

本訴訟は、同年8月29日の第1回口頭弁論期日において、被告が請求を認諾したため訴訟は終了し、治療費不返還条項の差止請求については、その目的は達成することができた。とりわけ、相手方の花園クリニックは、当団体が適格認定を受ける以前の照会に対して、当団体が「適格消費者団体ではないことから、依頼に応じられない。」との回答をし、その後の当団体からの申入れに対して一切回答せず、無視し続けてきた経緯もあり、適格消費者団体となり当事者として差止請求訴訟を提起できる団体となったことの意義を再認識した。

しかしながら、被告は、答弁書において、「法的評価について争う。」としつつ、「法的論争をすることも時間と資源の浪費であるうえ、勝訴しても特に実益がないことから、本書面において認諾する。」としており、その前提として、使用する治療費不返還条項は消費者契約法に違反しない、という法的評価が被告にあることが窺える。

そうであるならば、被告は今後も個別の患者、遺族から中途解約等を理由とする治療費の返還請求がなされた場合でも、その返還に応じない対応となることが予想される。

そういう意味では、被告が請求の認諾をしたことは、残念な側面がないではない。仮に、今回の訴訟において、治療費不返還条項が消費者契約法により無効となるとの司法判断が下されていれば、契約条項のみならず、被告の誤った法的評価、さらには消費者への対応をも是正することができたかもしれない。しかし、差止請求訴訟においては、請求の認諾がなされれば、法的評価について争う場がなくなる。適格消費者団体としての限界を感じた訴訟でもあった。

今後、個別の患者、遺族から相談があった際には、どのような支援が可能かも検討しなければならない。特定適格消費者団体との連携の必要性を感じるとともに、当団体も近い将来、特定適格消費者団体となるべく実績を積み上げていかなければならないとの思いを強くした。



（消費者法ニュース 10月号掲載）

# 第23回適格消費者団体連絡協議会が、札幌にて31団体116名の参加で開催されました。



第23回適格消費者団体連絡協議会が札幌の北海道建設会館で開催され、31団体116名が参加しました。全体会では、議長のホクネット町村理事長の開会のあいさつの後、以下の内容で報告や協議が行われました。

■消費者庁消費者制度課廣瀬課長と小田専門官から、①国民生活センター法等の一部を改正する法律について②内閣府令に関する意見募集について、③いわゆるアダルトビデオ出演強要問題について、④情報提供に関する覚書の締結について、⑤消費者庁の平成30年度予算概算要求について、⑥シンポジウムの開催について、それぞれ報告がありました。

■以下の差止請求事案の事例報告と意見交換が行われました。

- (1) 「お試しを装った定期購入サイト」の是正の申入れ効果
- (2) アダルトビデオ出演強要問題について、不当勧誘の差止請求の検討状況
- (3) 消費者契約法第12条「おそれ」についてクロレラ最高裁判決を受けての主張
- (4) 請求の趣旨の記載方法、特に条項や表示広告の違法性のメルクマール(識別要素)を抽象化する方法
- (5) 冠婚葬祭互助会の差止請求訴訟
- (6) 差止請求事案につながる情報収集について

■消費者契約法改正の動向について報告と意見交換が行われました。

改正案には賛成であるが、以下の3点を不十分な点として意見を上げていくこと。一つ目は、約款事前開示の問題。消費者契約においては、努力目標であってもあらかじめ認識させるよう努めることを求める。二つ目は、いわゆる「付けこみ型勧誘」に関する取消権の付与。三つ目は、事業者の消費者への配慮義務。「年齢」を削除したことが大きな問題であり、高齢者や若年者等、年齢についても事業者は配慮すべきである。

■事前アンケートのまとめと意見交換として、以下のテーマで交流しました。

- (1) 会員拡大、寄付金募集、広報、資金確保の取組事例について
- (2) 地方消費者行政推進交付金の今後と地方自治体等の動き
- (3) 北海道における地方消費者行政推進交付金の活用について

■消費者スマイル基金の活動状況について報告がありました。

■若者被害110番を全国の適格消費者団体で同一の日程で一斉に実施することを確認しました。

■佐賀消費者フォーラムから佐賀大学の学生が執筆した消費者教育テキストの紹介がありました。

2日目は、特定適格消費者団体を目指す団体会議と適格消費者団体を目指す団体会議に分かれて、それぞれの申請に向けて整理すべき事項、要件、手続きなどについて、報告と質疑応答がありました。最後に、事務局意見交換会が開かれ、若者被害110番実施の打ち合わせや会員拡大や資金確保、次回開催に向けての課題などを話し合いました。



# 消費者支援機構関西(KC's)が、全国2番目の「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

消費者裁判手続特例法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者支援機構関西」が、特定適格消費者団体として2017年6月21日に認定されました。昨年12月に認定された、「特定非営利活動法人消費者機構日本」に続いて全国で2番目の特定の各消費者団体の認定です。これまで消費者被害では同種被害が多発した事例について、訴訟による被害回復は困難となっていました。特定適格消費者団体の活動により、消費者被害の救済が図られることが期待されます。

## 岡山県委託事業

### 高齢者等の見守り力アップのための講座を開催中!

——— 消費者被害を防ぎ、高齢者等を身近に見守る人たちの養成をめざして ———

この講座は、昨年度まで行われてきた「消費生活サポーター講座」を地域における見守り活動の視点でさらにステップアップさせる内容で開催されています。

健康やお金、孤独の不安を抱え、判断力の低下が避けられない高齢者等に付け込んだ悪質商法や特殊詐欺などの被害が絶えない今日、これらの未然防止と発生後の対処法は、地域の見守り活動にとって欠かせない取り組みになっています。

#### 《講座のねらい》

- ① 消費者被害の現状を知り、未然防止のために知っておく法律等の修得。被害（特殊詐欺を含む）に巻き込まれないための知識および行動ノウハウの習得。
- ② 介護福祉分野の関係（団体）者との協力提携をすすめる、消費者被害に遭遇したとき、適切なサポートができることを期待。
- ③ 消費生活センターはもとより、地域包括支援センター等、公共団体、各自治体関係行政、既存地域ネットワークとの協力関係の構築をめざす。



#### 《見守り力アップ講座の取り組み状況》

(上 講師研修 下 美作会場講座風景)

開催日	主催者	参加主体	参加（予定）数	講師
6/18（日）	消費者ネットおかやま	講座講師予定者	13名 県池上氏	矢吹香月県消費者教育 コーディネーター
6/27（火）	美作市消協	消協会員・関係行政職員	35名	佐藤素子相談員
8/25（金）	西粟倉村	民生委員、老人ク役員	26名	佐藤素子相談員
9/30（土）	浅口市消協	消協会員&民生委員	39名	岡 美穂相談員
10/20（金）	高梁市デイサービス事業所 You	ディサービスヘルパーほか	（20名）	宮川康弘司法書士
12/11（月）	玉島高齢者支援センター	介護職員&民生委員	（100名）	岡 美穂相談員
2/17（土）	瀬戸内市福田地区社協	社会福祉士&民生委員	（25名）	未定
1～2月予定	おかやまコープは〜と♡ふる ネット（県内6エリア）	は〜と♡ふるネット コーディネーター・応援者	（180名）	未定
1～3月予定	おかやまコープエリア委員会 コープ委員会など	おかやまコープ組合員など	（未定）	未定